

# 木曾岬町官民データ活用推進計画

## 目 次

1. 木曾岬町の現状及び課題	2
2. 木曾岬町官民データ活用推進計画の目的	2
3. 木曾岬町官民データ活用推進計画の位置付け	3
4. 木曾岬町官民データ活用推進計画の推進体制	3
5. 官民データ活用の推進に関する施策の基本的な方針	3
6. 官民データ活用の推進に係る個別施策	6
① 手続における情報通信の技術の利用等に係る取組（オンライン化の実現）	6
(1) マイナポータルの活用による各種申請の電子化の促進	6
(2) 住民税の特別徴収税額通知（特別徴収義務者用）の電子化	6
(3) センサー利用による業務効率の改善の取組	7
② 官民データの容易な利用等に係る取組（オープンデータの推進）	8
(1) 各種保有情報等に係るオープンデータ化の促進	8
(2) ごみ分別情報のオープンデータ化の推進	8
③ 個人番号カードの普及及び活用に係る取組 （マイナンバーカードの普及・活用）	9
(1) コンビニ交付サービスの導入	9
(2) マイナンバーカードの取得率及び住民利便性の向上	9
④ 利用の機会等の格差の是正に係る取組（デジタルデバイド対策等）	10
(1) 地域BWAの整備・利用の推進	10
(2) IoTに関する地域における学習環境づくりの推進	10
(3) IoT 地域実装による地域課題解決・地域活性化の実現	11
(4) 防災拠点等におけるWi-Fi環境の整備推進	11
(5) イベント時におけるWi-Fi環境の整備推進	11
(6) 公共交通におけるWi-Fi環境の整備推進	12
(7) Web アクセシビリティ確保のための環境整備	12
(8) センサー技術の利用者拡大への取組	13
⑤ 情報システムに係る規格の整備及び互換性の確保等に係る取組 （標準化、デジタル化、システム改革、BPR）	14
(1) 基幹系業務等に係る情報システムにおけるクラウド導入の促進	14
(2) 地域情報プラットフォーム標準仕様の導入	14
⑥ その他（パーソナルデータの利活用の環境整備に関する取り組み等）	16
(1) ゲリラ豪雨に対するIoTを活用した取組	16
(2) IoTを活用した農業・水産業の支援促進	16

## 1. 木曾岬町の現状と課題

木曾岬町は全国の多くの市町村と同様に、少子・高齢化の進展が特に顕著となっており、それに伴う税収の落ち込みは地域サービスの提供及び安定的な行政運営に対する大きな課題となっている。

また、近年では人口の減少も著しく、国立社会保障・人口問題研究所による2045年将来人口推計では現在の人口6,300人から3,700人まで41%もの人口減少が予想されている状況下であり、人口の流出防止対策や新たな住民の定住化促進等の具体的施策が必要である。

今後も安定的な行政運営を確保し、地域サービスの質を向上・維持することにより人口減少を抑止するためには、行政手続の電子化による業務効率の向上や民間活力と官民データの活用による新たな町の魅力作りを推進し、抱える課題の早期・自発的解消の促進が極めて重要である。

## 2. 木曾岬町官民データ活用推進計画の目的

木曾岬町官民データ活用推進計画は、「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画（平成30年6月15日閣議決定）」を受けて、木曾岬町内の官民データ活用の推進を図るとともに、国の施策と市町村の施策及び都道府県の施策と市町村の施策の整合を担保することで、広域的なデータ流通の円滑な促進に寄与し、将来的な地域課題の自発的な解消や全国的な行政及び民間のサービス水準の向上に繋げ、住民の利便性向上に寄与するとともに、データの利活用を通じた地域経済の活性化に繋げる。

また、業務・システムの標準化やクラウド利用の推進により、必要経費の削減や職員の事務負担の軽減を図るとともに、新たなサービスの提供や更なる業務の効率化を通じ、木曾岬町が抱える諸課題の解消を図ることを目的とする。

### 3. 木曾岬町官民データ活用推進計画の位置付け

木曾岬町官民データ活用推進計画は、木曾岬町第5次総合計画（平成26年3月）において推進することとされている情報化の推進等について具体的な施策を定めるものとし、木曾岬町第5次総合計画の下位計画として位置付ける。

### 4. 木曾岬町官民データ活用推進計画の推進体制

木曾岬町官民データ活用推進計画の推進に当たっては、各種データの標準化やシステムの改修といった、情報関連の取組が必須となるが、それはあくまでも官民データ活用に伴う域内経済の活性化や業務効率の向上のための手段に過ぎない。

一方、木曾岬町官民データ活用推進計画を推進するためには、企画、情報化推進等の管理部門と住民制度、健康・福祉、子育て、教育等の実施部門との連携、協力が不可欠である。そのため、庁内において関係する部署が横断的な連携を図りながら、必要な各種取組を加速・推進させていく。

また、各施策の進捗及び効果に関しては、それぞれ評価・分析を行い、その結果を本町の行政運営に反映していく。

### 5. 官民データ活用の推進に関する施策の基本的な方針

官民データ活用の推進に関する施策については、「手続における情報通信の技術の利用等に係る取組」、「官民データの容易な利用等に係る取組」、「個人番号カードの普及及び活用に係る取組」、「利用の機会等格差の是正に係る取組」及び「情報システムに係る規格の整備及び互換性の確保等に係る取組」の5つの取組を柱とし、それぞれの柱に係る基本的な方針は次のとおりとする。

## ① 手続における情報通信の技術の利用等に係る取組

### （オンライン化の原則）

「すぐ使える」「簡単」「便利」な行政サービスを実現するため、従来の紙文化から脱却し、官民データ利活用に向けた行政手続等におけるオンライン化の原則、それに伴う情報システム改革・業務の見直し（BPR）を実現する。併せて、行政手続等におけるオンライン化の実現を目指し、住民や職員等の利用者側におけるオンライン化についても利用を促進する。

## ② 官民データの容易な利用等に係る取組

### （オープンデータの推進）

官民データを様々な主体が容易に活用できるようにするため、「オープンデータ基本指針（平成 29 年 5 月 30 日、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部・官民データ活用推進戦略会議決定）」等を踏まえて、木曾岬町が保有するデータのオープンデータ化を推進する。また、事業者等の利益や国の安全が害されることがないようにしつつ、公益事業分野の事業者が保有するデータのオープンデータ化を促す。

## ③ 個人番号カードの普及及び活用に係る取組

### （マイナンバーカードの普及・活用）

国はマイナンバーカードの普及に向けては、「持ちたい」と思えるカードにすることが必要として、その利活用の推進など利便性向上に取り組んでいる（マイナンバーカード利活用推進ロードマップ、経済財政運営と改革取組 2017（平成 29 年 6 月 9 日閣議決定）、未来投資戦略 2017（同））。木曾岬町においては、行政サービスにおける個人番号カードの利用を促進するための具体的な施策を策定し、取り組むことで、行政の事務負担の軽減及び住民の利便性向上に寄与する。

#### ④利用の機会等の格差の是正に係る取組

（デジタルデバイド対策等）

年齢、身体的な条件その他の要因に基づく情報通信技術の利用の機会又は活用のための能力における格差の是正を図るため、官民データ活用を通じたサービスの開発及び提供その他の必要な措置を講ずる。

#### ⑤情報システムに係る規格の整備及び互換性の確保等に係る取組

（標準化、デジタル化、システム改革、BPR）

行政サービスの利便性の向上や行政運営の効率化を図るため、総合的なデジタル化、業務の見直し（BPR）や情報システムの改革を推進する。具体的には、情報システムについては、クラウド化を促進することで、情報システムの運用経費削減、セキュリティ水準の向上、災害時における業務継続性の確保を図る。また、木曾岬町内における各種データの標準化（共通語彙基盤、文字情報基盤、地域情報プラットフォーム標準仕様への準拠等）を図り、官民でのデータ流通を促進することで、民間の活力を活用した地域課題の解決に繋げる。

## 6. 官民データ活用の推進に係る個別施策

### ① 手続における情報通信の技術の利用等に係る取組（オンライン化の原則）

#### (1) マイナポータルを活用による各種申請の電子化の促進

マイナポータルの電子申請機能を活用し、電子申請の普及率向上を図る。

また、役場窓口に配置した「マイナポータル用端末」を活用し、来庁者の電子申請についても併せて促進する。

<KPI>

マイナポータルを利用した電子申請件数

<スケジュール>

令和3年までにマイナポータルを利用した事務手続きを拡充

#### (2) 住民税の特別徴収税額通知（特別徴収義務者用）の電子化

木曾岬町では、住民税の特別徴収税額について書面による通知を行ってきたが、平成28年度から、住民税の特別徴収税額通知（特別徴収義務者用）については、正本の電子的通知が可能となっており、また、企業団体等からの同通知（正本）の電子化に対する要望がある状況を踏まえ、令和2年までに同通知（正本）の電子化を実現する。

このことにより、企業等における事務負担を軽減し、企業競争力を強化するとともに、地域経済の活性化に繋げる。

<KPI>

住民税の特別徴収税額通知（特別徴収義務者用）の正本の電子化の実現

<スケジュール>

令和2年までに住民税の特別徴収税額通知（特別徴収義務者用）の正本の電子化の実現

### (3) センサー利用による業務効率の改善の取組

木曾岬町では、町内全域が交通空白地となったことから、空白地問題を解決する手段として、町が主体となり住民の輸送を行う自主運行バス事業を実施しているが、運行ダイヤが乱れた場合などは、利用者からの問い合わせが殺到し職員が対応に追われることがある。

これを解決するため、自主運行バスの運行経路にセンサーを設置し、運行状況を的確に把握し、事前にメール配信を行うことで業務の負担軽減と利用者の利便性向上に寄与する。

<KPI>

バスのダイヤの乱れに関する問い合わせ件数

<スケジュール>

令和2年までにバス路線へのセンサーを整備

## ②官民データの容易な利用等に係る取組（オープンデータの推進）

### (1) 各種保有情報等に係るオープンデータ化の促進

地域課題の解決を住民や事業者と連携して実現するとともに、行政事務の効率化、新たなサービスの創出につなげるため、保有するデータのオープンデータ化を推進する。

具体的には、令和2年に向けて、子育て支援、高齢化対策、公共交通、地域経済の活性化等に資するため、これらの分野のオープンデータ化を積極的に推進する。

<KPI>

オープンデータ公開件数

<スケジュール>

令和2年までにオープンデータ公開件数5件を達成

### (2) ごみ分別情報のオープンデータ化の推進

木曾岬町では、ごみの減量化の観点から資源ごみ回収と分別に注力しているが、結果として分別の種類が増えたこともあり、問い合わせ件数の増加だけでなく、その内容も非常に複雑化しており、問い合わせに対応する職員の負担が増加する要因となっている。

上記の課題を解消するため、地域ごとのごみの収集日及びごみの分別情報についてオープンデータとして公開するとともに、住民に対しメール配信を行う。

これにより、町民の利便性向上はもとより、職員の業務負担軽減にも繋げる。

<KPI>

ごみの収集日及びごみの分別情報のオープンデータ化

一斉メール配信システム「ごみ分別情報」登録者数

<スケジュール>

令和3年までにごみの収集日及びごみの分別情報をオープンデータ化、メール配信の実施

### ③個人番号カードの普及及び活用に係る取組（マイナンバーカードの普及・活用）

#### (1) コンビニ交付サービスの導入

木曾岬町では、平日に来庁することが困難な方のために、毎月第4日曜日には証明書の発行や税・料金の領収業務を行う日曜役場を開設している。しかしながら、毎月1度の開設だけでは利便性が低く、住民のニーズに追いついていない状況である。安易に開設日を増加することは職員に休日出勤の負担を強いることとなるため望ましくなく、これを解決するためには、証明書等のコンビニ交付サービスが必須となる。

よって、本町では、マイナンバーカードを利用した各種証明書類のコンビニ交付サービスの導入に取り組み、町民の利便性向上を図るものとする。

<KPI>

各種証明書類に係るコンビニ交付サービスの導入

コンビニ交付サービスによる各種証明書類の発行率

<スケジュール>

令和2年までに主要なコンビニでコンビニ交付サービスを開始

#### (2) マイナンバーカードの取得率及び住民利便性の向上

来庁者に対するマイナンバーカードの取得勧奨や、木曾岬町が開催する各種イベントにおいて、マイナンバーカード普及ブースを設置する等、住民のマイナンバーカード取得率向上を図る。

また、3-1で計画するコンビニ交付サービス開始については、多数の媒体を利用して周知徹底し、マイナンバーカードの有用性を広くPRすることでマイナンバーカードの普及率向上を目指す。

<KPI>

マイナンバーカードの普及率

<スケジュール>

令和5年までにマイナンバーカード普及率20%を達成

#### ④利用の機会等の格差の是正に係る取組（デジタルデバイド対策等）

##### (1) 地域BWAの整備・利用の推進

地方創生の取組を更に進め、町民生活や産業等のあらゆる分野において、地域住民や地元企業が等しく情報通信技術がもたらす利便性を享受できるようにするため、地域BWAによる情報通信基盤の整備を推進する。

<KPI>

地域BWA基地局数

地域BWAを利用したサービスメニュー数

<スケジュール>

地域BWA基地局を令和2年までに3基整備する。（※CATV事業者）

地域BWAを利用した安全・安心サービスを令和2年までに整備

地域BWAを利用したサービスを令和2年から提供

##### (2) IoTに関する地域における学習環境づくりの推進

令和2年度からの小学校におけるプログラミング教育の必修化等に向け、学校でのプログラミング教育を通じてIoTへの興味関心を高めた児童生徒が、教育課程外において発展的・継続的に学ぶことができるように、企業や地域人材、学校等のリソースを活用した学習機会の提供を推進し、地域における高度人材育成の確保を図る。

<KPI>

地域ICTクラブ（仮称）の設立

小・中学校におけるプログラミング授業の実施回数

小・中学生を対象とした課外授業への参加者数

<スケジュール>

令和2年までに地域ICTクラブ（仮称）を設立、課外学習教室を任意開催

令和2年までに小学校におけるプログラミング授業と中学校における課外授業を試行導入

令和3年までに小・中学校にプログラミング教育を本格導入

### (3) IoT 地域実装による地域課題解決・地域活性化の実現

木曾岬町において IoT の実装を通じた取組により解決が期待される課題について、国が提示する IoT 地域実装のための総合的支援施策の活用により、木曾岬町における IoT の実装を行い、地域課題解決・地域活性化を実現する。

また、国や都道府県と連携しつつ、民間事業者をはじめとする IoT 地域実装のための総合的支援策の活用が想定される者に対して、同支援施策に関する説明会を実施するなど、木曾岬町の民間部門における IoT の実装に向けた取組を精力的に実施することとする。

<KPI>

地域 IoT の成功モデル等の実装事例数

<スケジュール>

令和 5 年までに生活に身近な分野での IoT を活用したサービスを 5 以上提供

### (4) 防災拠点等における Wi-Fi 環境の整備推進

災害発生時の情報伝達手段確保のため、防災拠点（役場、指定避難所等）における Wi-Fi 環境の整備を行う。

これにより、被災者のニーズに応じた情報収集が可能となる。

<KPI>

整備済箇所数

<スケジュール>

「防災等に資する Wi-Fi 環境の整備計画（平成 28 年 12 月総務省）」に基づき、令和 2 年までに 9 箇所の指定避難所における Wi-Fi 環境を整備

### (5) イベント時における Wi-Fi 環境の整備推進

町又は関係団体が開催する各種イベントにおいて、イベント会場に公衆 Wi-Fi 環境の整備を行う。

<KPI>

イベント時の Wi-Fi アクセスポイント設置回数

<スケジュール>

令和 3 年までに移動式 Wi-Fi アクセスポイントを整備

## (6) 公共交通における Wi-Fi 環境の整備推進

木曾岬町が事業主体となり運行する木曾岬町自主運行バス車内において、バス利用者の利便性を向上させるため、公衆 Wi-Fi 環境の整備を行う。

<KPI>

自主運行バス車内への Wi-Fi アクセスポイント設置数

<スケジュール>

令和 3 年までに Wi-Fi アクセスポイントを車内に整備

## (7) Web アクセシビリティ確保のための環境整備

木曾岬町では高齢化が進みつつあり、高齢者ほど町政や地域情報の収集を広報誌や回覧板といった紙媒体に依存している状況となっている。その一方で若年層では、PC やスマートフォンの所有率が年々増加しており、情報機器を所有する年齢も低くなる傾向が見られる。既にあらゆる情報やサービスが Web サイトの利用を前提としつつあり、高齢者や障害者の方にも Web サイトの活用は重要となってきた。

上記の課題を解決し、高齢者や障害者の方も含めた誰もが行政等の Web サイトを利用しやすいようにするため、本町 Web サイトの更新に合わせて、JIS 規格に準拠するよう改善を図り、デジタルデバイドの解消に寄与する。

<KPI>

本町 Web サイトの JIS 規格（JIS X 8341-3 : 2016）の適合レベル AA への準拠

<スケジュール>

令和 4 年までに本町 Web サイトを JIS 規格（JIS X 8341-3 : 2016）の適合レベル AA へ準拠させ、その水準を維持

## (8) センサー技術の利用者拡大への取組

地域BWAを活用したセンサー技術を広く住民の方に利用していただくため、センサーを利用したゲートみまもりサービス（ゲート方式）を実施する。

現在では、登下校する児童を犯罪や交通事故から守るため、登校時のあいさつみまもり運動や下校時パトロールを実施する等の取組みを行っているが、通学路へのセンサー整備により、保護者が子どもの現在地を確認できるWEBアプリサービスを展開することで、子育て世代の世帯がIoT技術を気軽に利用できる環境を構築する。

また、同サービスについては、病院、高齢者施設等にも拡大し、高齢者のみまもりサービスとして利用者層の拡大を図る。

<KPI>

センサーを利用したみまもりサービスの登録者数

<スケジュール>

令和2年までに通学路へのセンサーを整備

令和2年からみまもりサービスの運用を開始

## ⑤情報システムに係る規格の整備及び互換性の確保等に係る取組

(標準化、デジタル化、システム改革、BPR)

### (1) 基幹系業務等に係る情報システムにおけるクラウド導入の促進

基幹系業務等に係る情報システムにおいて、システムの次期更新時である令和2年にほかの地方公共団体との共同化を基本とするクラウド導入を行うことを想定し、導入に当たっての課題の整理・検討を進めることで、速やかなクラウド導入及びそれによる業務の効率化等に寄与する。

<KPI>

クラウド導入

<スケジュール>

令和1年までに自治体クラウド協定書を締結

令和2年までに共通基盤の利用を実現

令和3年までに業務の標準化等の課題を整理

### (2) 地域情報プラットフォーム標準仕様の導入

地域情報プラットフォーム標準仕様は、様々な業務システム間の情報連携を可能とする標準仕様であり、各システムが保有する情報を整理するとともにシステム間で流通するデータを整理している。さらに情報連携のためのAPIも規定しており、80%を超える自治体において何らかの準拠製品が導入されている（平成29年4月1日現在）。

今後、整備する業務システムやデータ活用計画等の策定においては、他のシステムとの情報連携や、データの二次利用を促進するため、インターオペラビリティ（相互運用性）を意識した設計を行うことを原則とする。具体的には、業務システムの整備に当たっては、同標準仕様に準拠することと、データ活用計画策定におけるデータの現状把握に当たっては、同標準仕様を利用することとする。従って、同標準仕様未準拠の場合、自治体のクラウド化等の業務システム更改における調達仕様書において同標準仕様準拠を調達要件とする旨を記載する。

業務システムの整備に当たっては、地域情報プラットフォームに準拠することで円滑な情報連携が可能となる。更に、情報連携を理由とするベンダーロックイ

ンの回避、同回避による最適な製品の選定やシステムコストの削減、また、システム間の情報連携による業務の利便性の向上も可能となる。

官民データ活用の推進に当たっては、庁内保有データの洗出し及び業務システム間でのデータ流通状況の確認等、データの現状把握が必要となる。現状把握においては、外部と連携しデータの二次利用を促進するため、外部システムとのインターオペラビリティを意識した分析を原則とする。そのため、既に一定程度普及している標準仕様を活用することとして、基幹系業務システムの分析に当たっては地域情報プラットフォーム標準仕様を利用する。未準拠の業務システムについては、次期システム更改において、調達要件として地域情報プラットフォーム標準仕様に準拠していることを必須とする旨を仕様書に記載する。

#### <KPI>

地域情報プラットフォーム標準仕様の仕様書への記載率（調達仕様書に記載した業務数／地域情報プラットフォーム標準仕様で定義されている業務数）

同準拠製品の導入率（地域情報プラットフォーム準拠製品利用数／地域情報プラットフォーム標準仕様で定義されている業務数）

#### <スケジュール>

システム更新時において随時、地域情報プラットフォーム標準仕様準拠を調達要件とする旨を仕様書に記載するとともに、準拠製品を導入する。

## ⑥その他

(パーソナルデータの利活用の環境整備に関する取り組み等)

### (1) ゲリラ豪雨に対する IoT を活用した取組

木曾岬町には町の中心を縦断する大きな幹線排水路があるが、海拔 0 メートル地帯の低地であるとともに、地形的に起伏がないため、機械排水により水位を管理している。

近年では各地でゲリラ豪雨が多発する状況にあり、機械排水能力を超える断続的な雨量になると、排水路からたちまち水が溢れ、浸水被害が発生する可能性がある。

このことから、浸水被害を事前に予測し、住民の生命・財産を守るための対策として、監視カメラによる水位映像および水位センサーの観測記録等をオープンデータ化し、住民が家に居ながら水位の状況を確認できる環境を構築する。

<KPI>

監視カメラの整備と映像の提供

水位センサーによる収集データのオープンデータ化

<スケジュール>

令和 2 年までに監視カメラの整備と映像をケーブルテレビ放送化

令和 3 年までに水位センサーによる収集データのオープンデータの公開

### (2) IoT を活用した農業・水産業の支援促進

木曾岬町は、都市近郊の町でありながら、豊かな自然に恵まれた農村地域である。地域産業を支える農業や水産業分野において、IoT 技術を活用し生産者を支援する。稲作における水田の水位・水温観測や、トマト等ハウスの温度管理、養鰻池の水温管理等、センサーを利用して生産者に各種情報を提供する。

<KPI>

センサー類の設置個所数

サービス利用生産事業者数

<スケジュール>

令和 2 年までにサービスメニューを検討、センサー類の選定

令和 3 年までにサービス基盤を整備